

「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 2 月 28 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日 一部改正
令和 7 年 5 月 30 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針の運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（1）「外食業特定技能 1 号技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、飲食物調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るものであり、これは、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能を確認するものである。この試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、写真付き本人確認書類による本人確認

の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験(N3以上)」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

外食業特定技能2号技能測定試験の合格及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、2年間の実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。)を要件とする(注)。当該試験は、熟練した技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るものである。また、実務経験を確認することで、その者が、飲食店において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら作業に従事し、店舗管理を補助する能力も有すると認められる。

また、日本語能力試験(N3以上)に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、ある程度難易度の高い日常会話ができ、接客に当たって支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる程度の高度な日本語能力水準を有するものと評価する。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした指導等実務経験を積んでいること。

(評価方法)

① 「外食業特定技能2号技能測定試験」

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング(CBT)方式又はペーパーテスト方式

② 「日本語能力試験(N3以上)」

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

- ① 外食業特定技能2号技能測定試験については、試験実施に必要な設備を備え、写真付き本人確認書類による本人確認の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務

委託することで適正な実施が担保される。

- ② 日本語能力試験は、30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 国内試験の対象者

「外食業特定技能 1 号技能測定試験」及び「外食業特定技能 2 号技能測定試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N 4 以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（３）業務上必要な日本語能力水準

上記１（１）の試験に合格した者（下記第３の２（１）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

１．外食業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （１）外食業分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- （２）有効求人倍率
- （３）欠員率、欠員数
- （４）雇用人員判断（D I）

２．人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- （１）農林水産大臣は、上記１に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- （２）上記（１）で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１．特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針 3（１）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）アに定める業務に従い、上記第 1 の 1（１）の試験合格又は下記 2（１）の技能実習 2 号移行対象職種・作業

修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

- (1) 接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置（運用方針5(2)ウ関係）

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業法第3条第1項の許可（風俗営業法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。

また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

- (2) 「食品産業特定技能協議会」（運用方針5(2)エ及びオ関係）

農林水産省は、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、外食業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止

- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(3) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）力関係）

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、外食業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。